

## えひめ産業振興財団中小企業振興部のご紹介

Q 中小企業振興部では、中小企業の方々に生産設備の貸付けや取引のあっせんなどの支援を行っていると同っていますが、それら支援メニューの中で、まず設備貸与制度についてお聞かせいただけますか。

A えひめ産業振興財団が行っている設備貸与制度は、県内の小規模企業者の方々が経営基盤の強化のために新たに設備の導入を考えているものの、導入資金の調達でお困りの企業さんに対しその希望される設備を、財団が商社やメーカーから直接購入して、長期かつ低利で企業さんにご利用いただくというものです。

この貸与制度には、返済終了後にご利用いただいている企業さんに所有権が移転する「割賦制度」と期間を定めて賃貸する「リース制度」の2種類があり、ご利用される企業がご自由に選択いただけるものです。

Q 割賦制度とリース制度の違いについてもう少し詳しくご説明いただけますか。

A 割賦制度をご利用の場合は、設備代金の1割を契約時に保証金として前納していただくことになっています。

ただし、この保証金は企業様の最終の支払分に充当させていただきます。また、返済については5年から7年間で均等半年賦払いとなっています。

次に、リース制度をご利用の場合は、設備の法定耐用年数により3年から7年の期間で毎月リース料を支払っていただくものです。

Q これら貸与制度を利用する上での条件をお教えいただけますか。

A この制度の貸付対象企業は、原則として製造業や建設業では従業員数が20名以下、また商業やサービス業では5名以下のいわゆる小規模企業者となっています。

しかし、従業員数が20名以上の企業につきましても利用いただける場合もあります。

また、多くの利益を出している企業様にはご利用できない場合もありますので、詳しくは当財団中小企業振興部へお問い合わせをいただきますようお願いいたします。

Q この放送をお聞きになられて関心のある方は、まずもって財団にお尋ねいただきたいということですね。

それでは、次に財団では取引あっせん等の支援も行っているとのことですが、それはどのようなことでしょうか。

A 県内の中小企業の皆様に対し、お仕事のあっせん紹介や取引上のトラブル等についての相談も行っています。

Q 取引のあっせんとは具体的にどのようなことですか。

A 取引あっせんとは、仕事を出したい企業（発注企業）、また反対に仕事を受けたい企業（受注企業）双方の取引に係る情報を収集して、両者の間を仲介する、いわば仲人のような仕事です。

Q 取引あっせんで具体的に取組まれているようなことはありませんか。

A 当財団では、県内下請企業の皆様の受注機会の増大を図るため、毎年県内外（主に県外）の発注企業を愛媛県に招いて、県内の下請中小企業との間で企業間による「お見合い」とも言える商談会を開催しています。

Q 企業間のお見合いとは面白い事業ですね。  
商談会の内容についてお聞かせいただけますか。

A 当財団が行っている商談会は、機械金属に関係する業種を対象に実施しております。皆様の中にはご存じない方もいらっしゃるかも知れませんが、本県の機械金属関連中小企業のレベルは全国的に見ても高く、すばらしい技術や技能を有する企業が数多くあります。

これら企業は当然のこととしてモノ作りの面では優れていますが、保有する技術や技能をより広くPRするという営業活動面では弱いという一面もあります。

このため、財団では、県内の中小企業に発注が期待できる、県外を中心とした発注企業の外注担当者を本県に招いて、県内中小企業との間で個別面談を行っていただく出合いの場ともいえる面談会を毎年開催しています。

Q 商談会は毎年実施しているとのことですが、その成果などを教えてくださいませんか。

A 平成19年度は、ひめぎんホールにおいて発注企業22社と県内受注企業56社の参加を得て開催しました。

商談件数は232件とこれまでにない成果を上げることができました。

今年は2月25日に昨年とひめぎんホールにて開催いたします。

ご案内のとおり、昨年末以降の急激な景気減速の中ではありますが、発注企業も昨年より3社増え25社の出席が予定されており、財団としても、受注の減少が懸念される県内の中小企業の皆様に少しでもお役に立てるよう頑張っています。

また、来年度以降も開催時期は未定ですが、引き続き実施することとしています。

これら設備貸与制度並びに商談会を含めた下請取引あっせん等の事業につき、くわしくは財団ホームページの中で中小企業振興部を検索ください。